◎ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律

(定義)

第2条第3項

この法律において「国民の保護のための措置」とは、対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する次に掲げる措置その他の武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において当該影響が最小となるようにするための措置(第6号に掲げる措置にあっては、対処基本方針が廃止された後これらの者が法律の規定に基づいて実施するものを含む。)をいう。

- (1) 警報の発令、避難の指示、避難住民等の救援、消防等に関する措置
- (2) 施設及び設備の応急の復旧に関する措置
- (3) 保健衛生の確保及び社会秩序の維持に関する措置
- (4) 運送及び通信に関する措置
- (5) 国民の生活の安定に関する措置
- (6) 被害の復旧に関する措置